

ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会設置要綱

平成25年4月1日施行

(設置)

第1条 ふじみ衛生組合は、ごみ処理施設の運転に関して、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書第16条に基づき、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）を速やかに設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 地域住民の健康被害の防止に関すること。
- (2) 施設の通常運転時の監視に関すること。
- (3) 施設の運転に係る異常時の対応に関すること。
- (4) 環境測定及び調査結果等に関すること。
- (5) その他ごみ処理施設の運転に関し必要な事項に関すること。

2 専門委員会は、所掌事項について調査、審議し、その結果をふじみ衛生組合に報告する。

3 専門委員会は、必要に応じ、ふじみ衛生組合に対し、所掌事項について評価、提言を行うものとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、管理者が委嘱し又は任命する次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 三鷹市医師会の医師 1 人
- (3) 調布市医師会の医師 1 人
- (4) ふじみ衛生組合地元協議会会長
- (5) ふじみ衛生組合地元協議会副会長（地域住民からの選出委員）
- (6) ふじみ衛生組合地元協議会の三鷹市・調布市の住民委員各 1 人
- (7) 三鷹市生活環境部長
- (8) 調布市環境部長
- (9) ふじみ衛生組合事務局長
- (10) その他管理者が認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理する。
- 5 委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 専門委員会は委員長が招集する。

2 専門委員会は、年1回開催する。なお、必要があると認めるときは、その都度開催することができる。

3 委員長は、専門委員会に委託会社を出席させ、説明を求めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第8条 専門委員会に、健康部会及び施設部会を設置する。

2 健康部会は、第2条第1項第1号の事項を所掌するとともに、非常時における市民の健康に関する対応計画（疫学調査を含む。）を作成する。

3 施設部会は、第2条第1項第1号から第4号までの事項を所掌する。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じ、専門の事項を検討するための部会を置くことができる。

5 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

6 部会に部会長を置く。

7 部会は部会長が招集する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日施行）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日施行）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。